

# 古牧地区自主防災活動要領



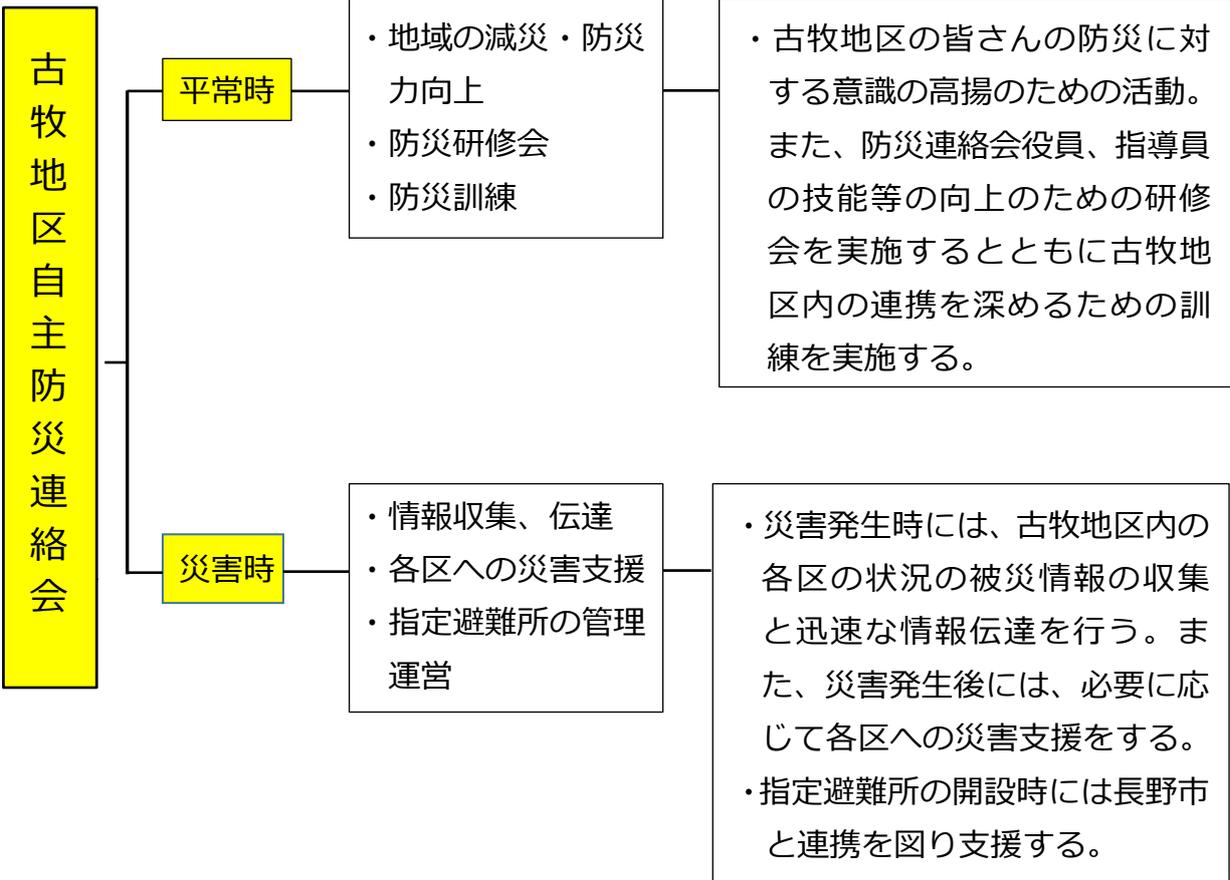
2023年11月

古牧地区住民自治協議会 自主防災連絡会

# I 目的

地震・その他の自然災害の発生が予想される場合、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に備え被害軽減（減災）を図っていく。また、実際に災害が発生した際には各区自主防災会と連携を図り、情報の収集や伝達、被災した区への災害支援、避難所運営といった活動を行うなど古牧地区内での連携を図り各区と一体となって自主防災活動に取り組んでいく。

# II 活動内容



### Ⅲ 主な取り組み

#### 平常時

#### ◆ 地域の減災・防災力向上

- 地区の皆さんに防災情報の提供  
自主防災連絡会、防災指導員を通じて、地区の皆さんに回覧、各戸配布などを通じて必要な減災、防災情報などを提供する。
- 地域の減災・防災力向上のため防災士資格取得の支援  
各区の自主防災会が災害などに備え、取り組みや活動などを強化していくため、減災、防災知識を有している防災士を自主防災会に配置できるよう防災士の資格取得支援を推進していく。
- 減災、防災力の強化  
自主防災指導員の中に防災士を組織化し、最新の減災、防災情報や助言を受けて防災力を強化する。
- 災害支援ツールの活用  
各区自主防災会、民生児童委員協議会と福祉推進員が連携を図りながら、災害支援ツール「わたしの避難計画」、「災害時緊急連絡先」を活用し、災害時の要援護者の援助の取り組みを進めていく。なお、将来的には、「わたしの避難計画」、「災害時緊急連絡先」を一元化していく。
- 防災用物品の購入  
各区自主防災会の災害用備蓄品を整備するため、備蓄品の購入について支援をしていく。

#### ◆ 防災研修会、防災訓練の開催

- 防災連絡会のメンバーを対象とした防災力向上研修会を開催し、各区自主防災会の役員の防災に対する意識の高揚のため、防災に精通した講師を招いて定期的な防災研修会を開催していく。

□ 防災訓練の実施

災害に備え、デジタル無線機を活用して無線機の取り扱いの習熟度をあげるとともに、災害時の対策本部の設置、各区との情報交換の訓練を行うため、情報収集と情報伝達訓練を定期的に実施していく。

⇒ 報告様式1・2

□ 減災・防災に関わる役員技能等の向上

自主防災連絡会、防災指導員会議を通じて、減災、防災に関わる役員に情報の提供などを行っていく。

また、デジタル無線機の技能向上のため防災無線の訓練を偶数月に行っていく。

| 5月                 | 6月 | 7月                              | 8月 | 9月                            | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|--------------------|----|---------------------------------|----|-------------------------------|-----|-----|-----|----|----|
| 自主防災連絡会<br>防災指導員会議 |    | 研修会<br>防災訓練実施<br>研修会(消防署<br>主催) |    | 各区防災研修会・訓練<br>自主防災連絡会・防災指導員会議 |     |     |     |    |    |
|                    |    | デジタル無線の訓練(定期的に実施)               |    |                               |     |     |     |    |    |

## 災害時

### ◆ 対策本部設置・運営(古牧地区・各自主防災会)

古牧地区として対策本部を設置し、各区の自主防災会と連携を図るため、対策本部の設置を要請するとともに、各区の被災状況の把握と必要な情報提供を行い収集した情報は関係行政機関、各種団体などに提供し、必要な支援などを要請する。

また、災害が収束し指定避難所での避難が続く場合は支援を行っていく。

□ 古牧地区自主防災会事務局に対策本部の設置

災害が発生、または、発生情報などを得た時は、参集基準に基づき直ちに、

古牧地区自主防災会事務局に配備者を招集して古牧地区対策本部を設置し、各区自主防災会へ報告する。

⇒ 報告様式3

### ☞ 災害時参集基準

| 災害名 | 参集基準  |
|-----|---|
| 地震  | ① 長野市内で震度5強の地震が発生した時（自動参集）<br>② 地震により古牧地区内に被害が発生したとき                      |
| 水害  | ① 水害の発生が予想され、会長が判断したとき。<br>② 長野市（古牧支所を含む）、関係行政機関からの情報により、水害が発生すると予想されるとき。 |
| その他 | 上記以外の災害で対策本部を設置する必要があると会長が判断したとき。<br>なお、会長に事故があったときは第1副会長が職務を代理する。        |

### ☞ 対策本部配備者

| 職名         | 住民自治協議会での役職      |
|------------|------------------|
| 自主防災連絡会 会長 | 住民自治協議会副会長・総務部会長 |
| 〃 第1副会長    | 住民自治協議会会長        |
| 〃 第2副会長    | 住民自治協議会副会長       |
| 〃 第3副会長    | 住民自治協議会福祉部会長     |
| 〃 第4副会長    | 住民自治協議会安全部会長     |
| 〃 第5副会長    | 住民自治協議会教養文化部会長   |
| 〃 第6副会長    | 防災士（防災委員代表）      |
| 〃 事務局長     | 住民自治協議会事務局長      |

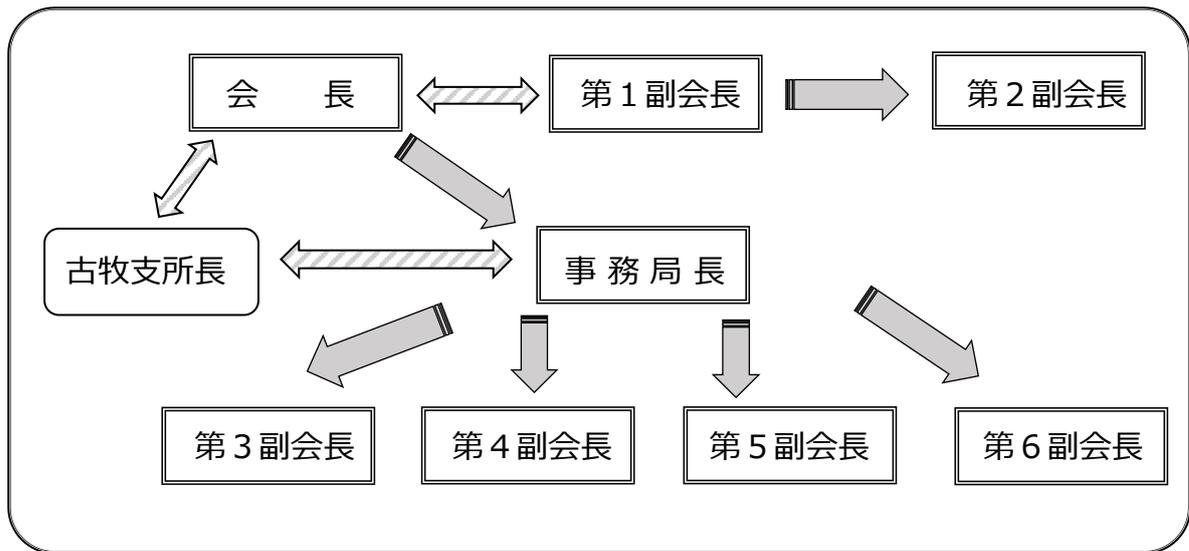
|      |        |
|------|--------|
| 古牧支所 | 古牧支所長  |
|      | 古牧支所職員 |

### 参集者の行動ポイント

- ▣ 慌てず自らの安全確保
- ▣ 家族の安全確保、確認
- ▣ 近隣の被災状況の確認
- ▣ 参集が不可能な時は連絡
- ▣ 区の自主防災会長の了解を確認



## 招集連絡網図



## 招集者の主な活動・業務

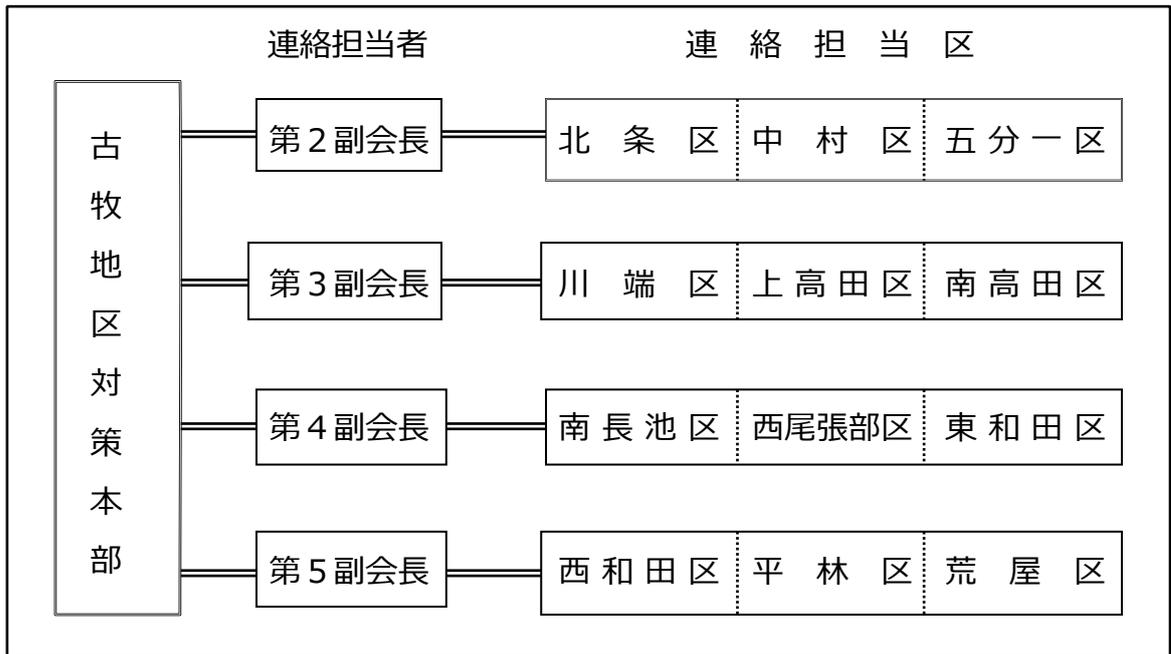
- 1 対策本部への参集人員の確認 ⇒ 参集した人員で役割を確認、分担
- 2 対策本部会議 ⇒ 情報共有のために必要に応じて随時開催
- 3 地区からの被害状況の把握
- 4 古牧支所への被害状況の報告
- 5 被害状況に応じて関係機関（消防署）などへの通報
- 6 情報収集⇒長野市などの動き、指定避難所設置など（古牧支所から）
- 7 情報提供 ⇒ 各自主防災会に必要な情報を精査して提供
- 8 他地区への応援調整 ⇒ 要請に基づいて調整
- 9 指定避難所運営への協力と支援
- 10 指定避難所から情報収集 ⇒ 古牧支所、関係機関などへ提供
- 11 指定避難所への情報提供 ⇒ 古牧支所、関係機関などからの収集
- 12 対策本部の拡大、縮小、解散の判断
- 13 各区対策本部へ解散の連絡

□ 各区の対策本部設置

古牧地区で対策本部が設置された時は、被害の有無に関わらず、古牧地区対策本部の要請により各区自主防災会においては各区対策本部を設置し報告する。

⇒ 報告様式4

👉 対策本部の自主防災会連絡担当区



□ 被災状況等の収集

各区の被災情報等については区内の状況を収集し、速報または随時の被災情報を古牧地区対策本部に提供する。

⇒ 報告様式5・6

**調査・報告のポイント**

- ▣ 被害が発生していなくても状況を報告する（1時間程度以内に）
- ▣ 報告手段は、デジタル無線機、携帯電話、E-mail、役員派遣等
- ▣ 被災状況の調査は2人以上で行う。夜間など危険な調査はしない。
- ▣ 各種団体（民生児童委員ほか）などの役員の協力を得て、連携を図り調査、確認を行う。

□ 関係機関からの情報提供

古牧地区対策本部は、長野市（古牧支所を含む。）、関係機関、各種団体から積極的に災害情報を収集する。また、災害情報収集をする際には、古牧支所の協力を得る。

□ 各区への災害情報などの提供

古牧地区対策本部は、各区からの災害情報の報告、長野市（古牧支所を含む。）、関係機関、各種団体などから収集した情報の内、各区が必要な情報を混乱がないように精査して提供する。

□ 相互応援調整の実施（被災区からの応援要請）

古牧地区対策本部は、災害が沈静化した時に、被災状況に応じて他区への応援が可能な場合、各区対策本部と連携を図りながら相互応援の調整を行う。

⇒ **報告様式 7・8**

□ デジタル無線機網の活用

各区の対策本部の設置、被災情報の収集、情報提供はデジタル無線機を活用して行う。

なお、デジタル無線機は、「資料 1」のとおり各区の区長、副区長、防災指導員に配備されている。

### 情報収集・提供のポイント

- ▣ 時機に適した報告 ⇒ 第 1 報は詳しくなくても良い。第 2 報以降にするなど時機に適した報告
- ▣ 事実の確認 ⇒ デマや噂が流れがち、情報はできるだけ確認
- ▣ 情報の一元化 ⇒ 各区自主防災会で情報提供の責任者を決定
- ▣ 異常なしも大事な情報
- ▣ 対策本部との連絡は通信機器を独占しないように簡潔に心がける

## ◆ 避難所の開設・運営

災害時には避難所は地域の皆さんの生命と安全を確保する避難施設として、災害の規模や被害状況に応じて一定期間を生活する場として重要な役割を果たします。

避難所は、避難が必要となる災害が発生、または、発生しそうな時には「一時避難場」に避難をしますが、避難期間が長期化する場合は、一定期間生活する場として長野市が「指定避難所」を開設します。

開設後の慢性期においては、指定避難所の協力者として管理運営のサポートを積極的に担っていく必要があります。

### □ 一時避難場

災害の発生時に一時的に避難する場所で迅速かつ安全に避難できる最寄りの公園、広場、神社境内地、空き地などを各区で指定しております。各自が一時避難場に集まってから、集団での行動により避難場所へと避難することもあります。

⇒ 資料2

### □ 一時避難場の指定

各区では、災害時に混乱のないように「一時避難場」して、区の防災マップ、防災研修会などを通じて区の皆さんに周知を図る。



### □ 指定避難所の開設

指定避難所の開設に当たっては、長野市が避難所を選定・開設をします。その際、開設に当たっては、市は避難所責任者として職員を派遣します。

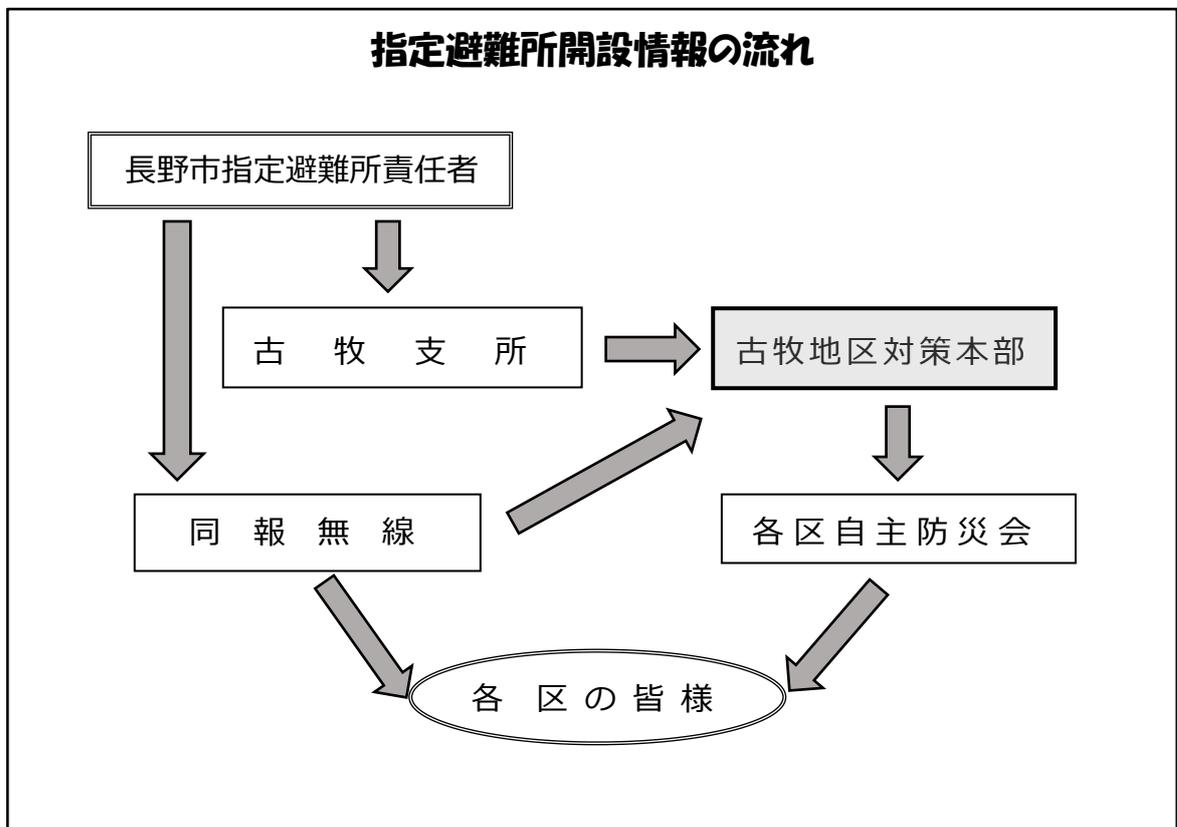
しかし、大規模な災害の場合には職員の到着が遅れることがあります。このような時には、自主防災会が古牧支所とともに施設管理者（学校関係者）と連携を図り開設、避難者の受け入れなどを自主的に行います。自主防災会はあくまでも運営協力者で、開設が決まれば各区自主防災会へ開設情報を提供します。

## 指定避難所の開設

- 避難所責任者：市職員
- 避難所協力者：施設管理者（小・中学校）、住民自治協議会、各区自主防災会

⇒ 資料3

### ◎ 指定避難所の開設情報の流れ



#### □ 指定避難所の開錠

施設管理者（小・中学校）が施設の鍵を開錠し、施設内に散乱物、落下物などがないか、避難所として利用できるか確認をして避難者の受け入れとなります。古牧地区自主防災会が施設の鍵は保管していませんので、開錠をすることはありません。

- 避難者の受入れに際しては、各区の自主防災会では長野市の避難所責任者、施設管理者、古牧支所などと連携して避難所の居住区域など設定、避難者の状況把握、避難者受付簿などを作成するなど可能な限り積極的に支援、協力を行う。

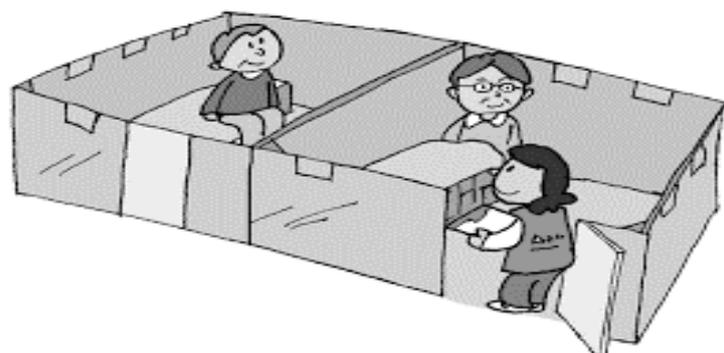
⇒ 報告様式9

- 避難所内の区域設定

避難所への避難者は、古牧地区居住者だけとは限りません。できるだけ、家族、区単位毎に少人数で設定することが避難者の情報伝達、不安解消などにつながります。

### 指定避難所に必要な区域(場所)

- ▣ 運営本部
- ▣ 総合受付（避難者受付、外部からの照会窓口）
- ▣ 情報掲示板の設置
- ▣ 避難者居住区域の確保
- ▣ 共用スペースの確保（物置場、更衣室、医務室、調理場他）
- ▣ 配慮が必要な方の区域（要支援者、乳幼児、障がい者、妊婦ほか）
- ▣ 立入区域の設定（危険な場所など）
- ▣ 避難者の駐車場（道路から施設への導線を確保）
- ▣ ペット飼育場所



□ 指定避難所での情報収集

住民の避難状況、所在、安否確認などの避難所の状況を定期的に古牧地区対策本部が収集する。なお、複数の避難所の開設が想定されているため古牧支所と指定避難所の周辺の支所同士が連携を図って情報を交換する。

□ 被災情報などの提供

災害時は情報が錯綜しデマや根拠のない噂話が飛び交う恐れがあります。正しい情報を広く周知するために掲示板を利用することが有効です。情報の受付する担当を決めて、館内放送や掲示板などを利用して的確に被災者に古牧地区対策本部、古牧支所、関係行政機関などからの情報を伝える。

⇒ 資料3

**避難所での伝達方法(メリット、デメリット)**

|       | 施設放送設備                  | 掲示板                    |
|-------|-------------------------|------------------------|
| メリット  | ・避難者全員に強制的に伝えることができる    | ・停電時も活用できる<br>・広く周知できる |
| デメリット | ・停電時使用不可<br>・放送時間帯に限られる | ・避難者が見に来ないと伝えることができない  |

□ 指定避難所の運営サポート

避難所では避難所を利用する人が自主運営をすることが原則となります。

避難者相互の負担をできるだけ軽減するため、また、特定の人が過剰な負担にならないためにも運営母体を組織化し、各区の自主防災会の担当者が施設管理責任者とともに積極的に業務分担に関わるように協力する。

## 避難所運営組織（例）

長野市（支所）・施設管理者



避難所運営責任者（地域代表者）

総務班



- ・避難所運営総括
- ・運営会議の主催

管理班



- ・運営会議の記録
- ・避難者の受付、管理
- ・問合せ対応
- ・配送物の取次

情報班



- ・古牧対策本部への情報提供、収集
- ・内外への情報提供、収集

物資班



- ・食料、物資の調達、受入
- ・食料、物資管理配布
- ・炊き出し

施設班



- ・避難所施設、設備の管理
- ・トイレ、生活用水の管理
- ・防犯、治安対策
- ・駐車場の管理
- ・ペット対策

救護班



- ・医療、教護

衛生班



- ・衛生管理

支援班



- ・要支援者、障がい者への対応
- ・ボランティアへの対応
- ・外国人、旅行者への対応

□ 指定避難所の運営上の取り決め

避難所生活を円滑に送るため、健康な避難者を中心に一定の人数（30名）で組を組織し、運営に必要な当番、混乱のないように順番など取り決め自主防災会役員が避難者と協力して積極的に務めることとする。

### 運営に必要な取り決め

- ▣ トイレ清掃の順番
- ▣ 避難所、ごみ置き場の掃除当番
- ▣ 炊き出し実施の順番
- ▣ 防犯、夜間の見回り順番
- ▣ 配食の順番
- ▣ その他必要な作業、仕事の順番



□ 指定避難所の閉鎖

避難者がライフラインなどの機能が解消することにより地域で本来の生活が取り戻せると長野市が判断した時は避難所が閉鎖されます。閉鎖される時は、自主防災会役員が中心となり、避難者、施設管理者などと協力して避難所となった施設の原状回復に努める必要があります。